「常時啓発事業のあり方等研究会」 中間取りまとめ

自立した主権者を目指して ~社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者に~

> 平成23年7月 常時啓発事業のあり方等研究会

常時啓発事業のあり方等研究会メンバー

(敬称略·五十音順)

岡山和彦 (中国新聞社顧問、広島都市学園大学客員教授)

小野耕二 (名古屋大学法学部教授)

金井辰樹 (東京新聞政治部デスク)

川上和久 (明治学院大学副学長)

小島勇人 (川崎市選挙管理委員会事務局長)

小玉重夫 (東京大学大学院教育学研究科教授)

◎佐々木毅 (学習院大学法学部教授、21世紀臨調共同代表) ── 座長

佐藤大吾 (NPO法人ドットジェイピー理事長)

清水大資 (東京都選挙管理委員会事務局選挙課長)

林 大介 (模擬選挙推進ネットワーク事務局長)

松本正生 (埼玉大学評議員·経済学部教授)

宮本みち子(放送大学教養学部教授)

谷田部玲生(桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授、日本公民教育学会事務局長)

吉村恭二 (神奈川県青少年協会理事長)

与良正男 (毎日新聞論説副委員長)

一 目 次 一

はし	ごめに(基本的認識)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.	1
第1	L これまでの常時啓発と今後の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・p.	3
第2	2 明るい選挙推進運動のこれから	
	現状と課題・・・・・・p.	5
	これからのあり方・・・・・・p.	6
	国として取り組むべき具体的な方策・・・・・・・p.	7
tata .		
第3		
	現状と課題・・・・・・・・・・・p.	8
	これからのあり方・・・・・・p.	8
	国として取り組むべき具体的な方策・・・・・・・p.	10
第4	1 将来の有権者の意識の醸成	
<i>></i> √ .	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.	10
	これからのあり方・・・・・・・p.	
	国として取り組むべき具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・p.	12
第5	5 これからの検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.	13

自立した主権者を目指して

~社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者に~

はじめに(基本的認識)

- かつて経済がほぼ順調に伸張する時代にあっては、学校教育を終えると安定した職場が得られるという暗黙の前提があり、政治や社会に無関心でも、終身雇用と年功序列というシステムが安定した生活を保障していた。そのようなシステムが続き、生活が豊かになるに従い、人々の価値観は多様化し、政治に対する関心は相対的に低下した。
- しかし、このようなシステムは既に過去のものとなりつつある。現在、我が国は、 グローバリズムが進展する中で、人口減少時代に突入し、経済の低迷、深刻な財政問題、社会保障制度改革、少子化対策、地球温暖化問題、市場の開放など多くの政策課題に直面している。加えて、3月に発生した東日本大震災は、広域にわたって未曾有の人的・物的被害をもたらすとともに、資源エネルギー政策や国土政策だけでなく、 国民の生活スタイルまでその見直しを迫っている。

高齢者のみならず若い世代を含めて、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になってきている。政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている。

○ 新しい主権者像のキーワードの一つは、「社会参加」であろう。知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚は増大する。結果として、主権者としての資質・能力を高めることとなる。社会的参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない。

近年の若い世代は、リアルな人間関係の減少、地域のコミュニティ機能の低下、知識の習得を重視した学校教育等のために、以前に比べると社会化(名実ともに社会の構成員に成ること)が遅れている。さらに、家庭内の教育力も低下し、政治への関心など意識の面でも世帯間の格差が固定化する傾向がある。しかし、彼等を取り巻く環境は急速に変化し、非正規職員の増加、世帯間の経済格差の固定化、非婚化・晩婚化など厳しい問題に直面している。早いうちからボランティアやインターンシップなどを通じて社会に参加し、その中から自分の働き方や生き方を考えることが必要である。また、昨年「無縁社会」という言葉が生まれたように、若者以外にも、人との絆をなくし、孤立している人は少なくない。団塊世代の大量退職を迎え、無縁社会化が更に進行することも懸念される。

若い世代から高齢者まで、国民の一人ひとりが社会との繋がりを持ち、主体的により良い社会づくりに参加していけるような環境を、社会全体で作っていくことが必要である。さらに、有権者だけでなく、我が国の将来を担う子どもたちも、社会参加学

習・体験学習を行い、早い段階から社会の一員であるという自覚を持ってもらうこと が重要である。

今回の東日本大震災においては多くの若い人たちがボランティアとして被災地の 支援に積極的に参加しており、また、全国各地で多くの人たちが被災者の支援に動い ている。日本人に「利他」の心が戻ったとも言われる。これを好機とし、社会や政治 に対する意識の高揚につなげていくことが重要である。

○ 新しい主権者像の二つ目のキーワードは、「政治的リテラシー(政治的判断能力)」であろう。政治的・社会的に対立している問題について判断をし、意思決定をしていく資質は社会参加だけでは十分に育たない。情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要である。

しかし、わが国の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えるものの、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、政治的判断能力を訓練することを避けてきた。また、高齢者は、確かに投票義務感は高いが、政治的リテラシーについても果たして十分に備わっていると言えるであろうか。平成6年に選挙制度が改正され、候補者個人よりも政党を重視して投票する人が増えてきたが、最近の選挙を見ると、刹那的な話題や一点集中的な報道に左右される例が少なくない。政策の選択はもちろん、人の選択に関しても、候補者の人物や見識を吟味し適切な選択を行う必要がある。多くの政策課題に世代間の対立を超えて適切な選択を行っていくためには、若い世代だけでなく高齢者も、政治的リテラシーを高めることが必要である。

- もちろん、新しい主権者像は、政治・選挙に関する知識や社会的・道義的責任を備えていることが前提である。これまでの常時啓発は、この点に力を入れてきたが、社会参加の促進や政治的判断能力の育成については十分ではなかった。新しい常時啓発は、以上に述べた新しい主権者像を求めるものでなければならない。
- 改正教育基本法 (平成18年) は、教育の目標の一つとして「公共の精神に基づき、主体的な社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げた。また、政府は、「新しい公共」の推進に取り組んでいるところである。「新しい公共」とは、市民、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加、協働し、支え合いと活気のある社会をつくることである。そのためには、何よりもそれを担い得る市民を育てることが重要である。
- これからの常時啓発は、まさにそうした市民を育てること、言葉を変えて言えばシティズンシップ教育の一翼を担うものでなければならない。シティズンシップ教育の中心をなすのは、市民と政治との関わりであり、本研究会は、それを「主権者教育」と呼ぶことにする。

常時啓発は、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じて、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した主権者をつくることを目指して、新たなステージ「主権者教育」へ向かわなければならない。時間をかけた日常的な常時啓発活動は、その重要度を増している。

○ 本研究会は、以上のような基本認識に立ち、常時啓発のあり方についての検討を行ってきた。この報告書はその中間的なとりまとめを行なったものである。

第1 これまでの常時啓発と今後の基本方向

○ 選挙は、民主政治の基盤をなすものであり、選挙が公正に行われなければその健全 な発達を期することはできない。

このことは、国民一人ひとりが、政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や 政見、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することをもって はじめて達成できるものである。

- そのためには、選挙時だけでなく常日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に 関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であり、公職選挙法第6条は、 総務大臣及び選挙管理委員会は「選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる 機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならない」と規定し、「常時啓 発」を国及び選挙管理委員会の責務としているところである。
- もとより、このような常時啓発は、選挙管理機関のみによってその任務を果たすことは困難で、民間団体を含めた多くの団体の協力を要するものである。そのための官民一体となった運動が「明るい選挙推進運動」であり、同運動は、昭和27年、当時の選挙違反の蔓延を背景とした「公明選挙運動」に端を発し、その後官民一体となった国民運動に拡大され、名称の変遷を経て、現在に至っている。
- 民間において明るい選挙推進運動の中核を担ってきたのが各地の「明るい選挙推進協議会」で、選挙が腐敗や不正なくきれいに行われること(選挙の浄化)、有権者がこぞって投票に参加すること(投票参加の促進)、有権者が日頃から政治・選挙に関心を持ち、政党や候補者を見る眼を養うこと(政治意識の向上)の3つを大きな目標として、活動を続けてきた。
- 運動の発端となった「選挙の浄化」については、選挙制度の大改正や連座制の強化 等もあったことから単純に比較はできないものの、選挙違反件数は大幅に減少してお り、一定の成果が得られている。
- 現在、運動の中心になっているのは「投票参加の促進」であるが、国政選挙、地方 選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けてきた。衆議院議員総選挙、参議院議員通 常選挙の投票率は最近若干の持ち直しが見られるものの、それでも6割台後半、5割 台後半に止まっている。統一地方選挙は長期低落傾向が続いており、本年4月の選挙 はその記録を更新した。いずれの選挙も若年層の投票率は他の年代に比べて低く、以 前と比べるとその差が大きい。地方選挙や国政の補欠選挙の中には、中高年を含めて 投票率が極めて低い選挙が少なくない。

- 投票率は、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど様々な要素がからんでくるので、投票率の低迷をもって啓発の成果がなかったと断ずることはできない。むしろ、投票率低下の下支えをしていると見ることもできるが、その一方で、これまでの常時啓発の手法や内容が不十分であった面は否めない。
- 投票することは、考える機会、公的なものへの関心を持つ機会が生ずることであり、 一度投票した者は次回以降の投票への抵抗感も少なくなることから、投票参加を働き かけることは今後とも必要であるが、投票率の向上とともに重要なことは、投票の質 の向上であり、これからの常時啓発は、政治意識の向上に重点を置き、諸課題に対処 し適切な選択が行える高い資質を持った有権者を育てていくことが重要である。
- 「政治意識向上」に関し、これまで柱として取り組まれてきたのは、少人数の話し合い方式による政治学習(いわゆる話し合い活動)であったが、その後の地域社会の変貌により、その開催は次第に減少し、今日では、常時啓発といっても、イベント会場での呼びかけなど臨時啓発的な手法のものや寄附禁止に関する「3ない運動」を内容とする取組みが多くなっている実態にある。
- 冒頭の基本認識に述べたように、いろいろな政策課題を抱えた今日、常時啓発はその重要度を増しており、特にこれからの常時啓発は「主権者教育」を目指さなければならない。そのキーワードは「社会参加」と「政治的リテラシー(政治的判断能力)」である。諸課題に対処し適切な選択が行える高い資質を持った有権者を育てるためには、社会参加を通じて社会の一員としての自覚を促すとともに、政治的、社会的問題について的確に判断し、意思決定できる政治的判断能力を高めることが重要である。主権者教育は、いわば、シティズンシップ教育(社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育)の一翼を担うものである。
- このことは有権者に限らない。我が国の将来を担う子どもたちにも、早い段階から、 自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることが重要である。し かしながら、現在の学校教育においては、教育基本法第14条第1項が政治教育の重 要性を謳っているにも関わらず、同条第2項が政治的中立を要請していること等から、 政治・選挙に関する教育は十分に行われていない。
- 将来の有権者である子どもたちに対する啓発を進めるには、学校教育との連携が不可欠であり、学校をはじめとした教育機関の理解と協力を得て、授業への参画を積み重ね、教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべきである。
- 18歳選挙権が現実のものになろうとしていることや地方公共団体において未成

年者の住民投票条例を制定しているところもあることをも踏まえると、未成年者に対し、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進めることは早急に取り組むべき課題であろう。

- 政治的リテラシー(政治的判断能力)を高めるためには、手法としても、知識伝授型にとどまるのではなく、判断力、行動力を養成する参加・体験型の啓発を重視し、ディベートやサービスラーニングの手法を取り入れたり、NIE(教育に新聞を)を活用するなど、効果的な研修・学習を進めることが必要である。
- こうした基本方向を踏まえ、第2章以下では、「明るい選挙推進運動のこれから」、「若い有権者の政治意識の向上」及び「将来の有権者の意識の醸成」の3つの項目に分け、その現状と課題を明らかにし、課題に対応するためのこれからの方向や具体的な方策について検討、整理を行った。

第2 明るい選挙推進運動のこれから

〈現状と課題〉

- 民間において明るい選挙推進運動の中核を担ってきたのが各地の「明るい選挙推進協議会」で、「選挙の浄化」、「投票参加の促進」及び「政治意識の向上」の3つを大きな目標として、話し合い活動、研修会・講演会等の開催、会報等の発行、各種イベントを活用した啓発、出前講座の実施、選挙の管理執行事務への協力等々様々な取組みがなされてきたところである。
- 明るい選挙推進運動は、その初期においては、国民の認知度も高く、戦後民主主義 の発展に大きく寄与してきた。しかし、運動開始後60年を経て、そのあり方が基本 的に問われている。
- 地域の明るい選挙推進協議会は、市町村合併等による組織の消滅、参加者の減少ないし高齢化及び固定化、活動の停滞ないしマンネリ化、行政による支援の低下等の課題を抱えている。
- 研修会、学習会等の活動に熱心に取り組んでいる協議会も少なくないが、常時啓発 は地味で目立たず、一方、臨時啓発は分かりやすいために、中には、臨時啓発に傾斜 し、常時啓発として取り組むべき活動の内容が定かでない協議会もあるのではないか。
- 明るい選挙推進運動は、選挙の公正中立を標榜するあまり、政治との距離を取り過ぎたため、活動にインパクトがなく、社会の関心を呼ばなくなった面があるのではな

いか。

〈これからのあり方〉

○ 地域の明るい選挙推進協議会は、全国的にネットワークが構築されている「全国性」 と若者から高齢者までを対象とした「包括性」を有し、10万人近いメンバーを抱え た全国唯一の組織である。

これまでの調査によれば、明るい選挙推進協議会の推進員の方が一般有権者より政治意識が高く、加えて活動を通じての向上が見られる。また、選挙の際には、メンバーが投票所の設営や管理運営に協力し、有権者への啓発だけでなく選挙の公正な執行にも貢献してきた。

健全な民主主義の発展のためには、これまでの機能を維持・発展させるとともに、NPO団体等と機能的な連携を図っていくことが重要であり、明るい選挙推進協議会が全国性と包括性というその特性を生かし、その中核的な役割を担っていくことが必要である。

- そのためには、明るい選挙推進協議会が、時代に即した新しい役割を積極的に担っていくことが必要である。その柱の一つが「社会参加」であり、公正な選挙事務への参画を拡大するとともに、特に、高齢者、障害者等のいわゆる投票弱者の投票環境の向上など、いわば投票インフラの整備とも言うべきものに寄与することが必要である。その具体的な取組みの一つとして、現在、指定病院等における不在者投票に関してより公正を確保するため、第三者の立会人が求められている状況にかんがみ、協議会のメンバーが積極的にその役割を引き受けることを通じて貢献度を高めることが考えられる。
- また、出前授業、作品募集など、今後の常時啓発の主要なテーマである学校教育と の連携事業に協議会のメンバーが主体的に協力していく必要があると考えられる。
- 常時啓発の柱のもう一つが、「政治的リテラシー(政治的判断能力)の養成」である。投票義務感の高い高齢者についても、さらに政治的判断能力を高めて行くことが 重要であり、常に学び続けることが必要である。

明るい選挙推進協議会の推進員からも、「推進員自身が学ぶ場が必要である」という意見が多い。研修会、学習会の開催は常時啓発の主柱であり、これを充実する必要がある。

- その場合、政治的判断能力を高めるためには、政治や選挙に関する知識の伝授だけでなく、サービスラーニング等の参加型学習やNIE (教育に新聞を)等の手法を取り入れたり、生の政治も素材とする、といった工夫が必要である。
- 生の政治への接触を高める観点から、公正中立を確保しつつ、公開討論会への開催

ないし協力、各政党から政策を聞く学習会の開催など、政治家と住民をつなぐ舞台づくりを進める必要がある。

- 新しい公共の考え方に対応していくためにも、政治や選挙の分野で活動しているNPO団体や若者グループと連携し啓発活動の輪を拡げるとともに、子ども・家庭などの分野のNPOやPTA、青少年育成団体等地域の諸団体と連携し、つながりを横へ広げていく必要がある。
- 地域の明るい選挙推進協議会の委員については、町内会など各種団体からの推薦により就任するケースが多く見られることから、地域の実情に応じて、これまで委員を 推薦してきた団体以外の団体への呼びかけ、公募制の導入、若者への加入の働きかけ 等を行うことが必要である。

その場合、若者の加入については、若者が発言しやすいような組織にすることが必 須である。日本はシニアデモクラシーが強く、若者が年長者に対して物を言いにくい ので、若い世代だけの別組織を作るといった配慮も必要である。

○ 活動を進めるにあたっては、活動の達成感と意欲を得るために、最終目標を明確化 した上で中間指標を設けることが有効である。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・選挙事務への協力(参加・体験による啓発)の拡大 指定病院等における不在者投票立会人の登録の促進 実務研修の実施、実務研修用教材(映像資料、マニュアル)の作成・提供
- ・地域の協議会の学習活動の活性化 参加型学習を進めるための新しい教材の開発・作成、学習リーダー養成の ための研修会等の開催
- ・公開討論会、政策討論会等の推進 コーディネーターの養成、事例集の作成、シンポジウム等の開催
- ・NPO等との連携の強化 NPO団体の活動紹介、モデル連携事業の実施、映像資料等の作成、共同 シンポジウム等の開催
- ・常時啓発の活動実績の報告、評価、今後の展開等に向けたシンポジウム等の 開催

意見交換、情報交換、優良活動の表彰等

第3 若い有権者の政治意識の向上

〈現状と課題〉

- 若い有権者の投票率は、他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきている。 例えば、総選挙における20歳代の投票率は全体の投票率に比べ10ポイントほど低かったが、その差は徐々に拡大し、現在は20ポイントほどの差になっている。現在でも投票率の加齢効果はあるが、発射台が以前よりかなり低くなっている。
- 若い有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると考えられるが、その一因として、有権者になる前の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんど行われていないことが挙げられるのではないか。
- 社会に出ても、若い有権者は、政治や選挙に関する学習の機会がほとんどなく、情報に接する機会も不足しており、投票の方法や候補者情報、若者の低投票率などを知らない人が多いのではないか。
- 最近の若者は、リアルな人間関係の減少、地域のコミュニティ機能の低下、家庭内の教育力の低下などのため、人や社会との関わりが少なく、社会の一員であるという 意識が薄いのではないか。

しかし、日本の社会的状況は、雇用問題が発生する中で非常に不安定となっている。 政治を投票や選挙活動からのみ捉えるのではなく、幼い頃から自分達の住んでいる社 会をチェックして発言し、行動することを訓練し、一人前の大人として育てることが まず求められているのではないか。

- 若者への学習なり情報提供を行うに当たっては、選挙や投票の意義や必要性を説く だけでは若者のモチベーションは上がらない。若者特有のニーズを掴み、若者に合っ たアプローチの手法を工夫することが必要ではないか。
- 若者の政治意識の向上に当たっては、20歳前後の若者を多く抱える大学の果たす 役割が不可欠であるが、大学生になって親元を離れても住所を移さない人が多く、そ れが低投票率の一因になっているとの指摘もある。大学が学生に対して積極的に働き かける必要があるのではないか。

〈これからのあり方〉

○ 若い有権者の投票率や政治意識の状況等を踏まえれば、我が国の未来を担う若者に

対する主権者教育をいかに進めるか、いかに意識を高めていくかが極めて重要である。

- 若者の気持ちや行動形態が一番分かるのは若者なので、各地域に、若者が若者に働きかける「若者啓発グループ」を育成することが必要である。 これらの若者グループの活動はできるだけ自主的に行えるよう配意する必要がある。
- 「若者啓発グループ」の設立を促し、メンバーを確保し、リーダーを養成するためには、研修会・学習会が欠かせない。 また、既に幾つかの若者啓発グループが誕生しているが、全国各地の若者グループが相互に交流し、モチベーションを高める場を提供することが必要である。
- 若者の政治意識を高めるためには、政治、選挙だけでなく、身近な生活に密着した テーマを素材に、噛み砕いた学習をすること、文部科学省のリアル熟議のような、若 者が自主的に集まって話をする場・自ら考えてもらう場を設けるなど、若者の自主性 を尊重することが必要である。また、政治・選挙に限らず、幅広いテーマでボランテ ィア活動を行うなど、若者の社会参加活動を促進することが必要であり、そのために は、それを支える若者指導員を養成することが必要と考えられる。
- 若い有権者の主権者教育には、大学の協力が必要であり、例えば入学の際のオリエンテーション等において、民主主義社会の一員としての自覚を促すほか、大学教育において社会参加活動を評価するなどの取組みを進める必要があると考えられる。また、大学と連携して、シンポジウムや討論会などを開催し、学生の意識の高揚を図ることが必要と考えられる。
- 特に、若者が政治や選挙に触れる機会を増やすため、大学の体験型学習の一環として選挙管理委員会インターンシップを推進し、また、NPO団体が行っている議員インターンシップを支援することが必要である。
- 同じく若者が政治や選挙に触れる機会を増やすため、選挙時における投票立会人、 投開票事務の補助等の選挙事務への参画を推進することが必要であり、そのことは結 果として投票インフラの整備に寄与することになる。
- 若者への情報提供については、そのツールとしてインターネットが大きな役割を果たしてきていることから、インターネットを十分に活用した情報提供に務める必要がある。低コストで双方向のコミュニケーションが可能なインターネットは、若者の政治参加の気運を高める上でも有効なツールである。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・若者啓発グループの育成 若者グループの活動紹介、若者グループへの情報提供、全国交流会の開催
- ・若者リーダーの養成 参加型学習を進めるための新しい教材の開発・作成、若者の自主的企画を 含むリーダー養成研修の実施
- ・選挙事務への協力の拡大 事例の収集、映像資料・マニュアルの作成・提供、研修・意見交換等
- ・選挙管理委員会インターンシップの推進及び議員インターンシップの支援 事例の収集、映像資料・マニュアルの作成・提供、研修・意見交換等
- ・大学との連携の推進 大学との連携により、選挙事務、インターンシップ等の体験報告、政策提 言、シンポジウム、討論会等の開催
- ・若者の意識調査 若者の社会参加意欲、社会貢献意識、社会や政治に対するニーズ等の調 査・分析
- ・インターネット等による情報発信 政治、選挙等の知識の習得に資する情報、各地で実施されている活動の状況、若者の意識調査結果等をインターネット等により情報発信

第4 将来の有権者の意識の醸成

〈現状と課題〉

- 教育基本法第14条第1項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定しているものの、第2項において「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」とされていることから、学校の政治教育には抑制が働き、十分に行われてこなかったのではないか、むしろタブー視される傾向があるのではないか。
- ヨーロッパでは、幼い頃から発言し、行動するといった訓練が徹底されており、子 どもの頃から社会参加活動が盛んに行われているが、日本では社会の構成員として必 要なスキルを身につけるためのシティズンシップ教育ができていない。

- 児童・生徒が学校運営など身近な問題について自ら考え、主体的に発言し、決定に 参画していく学校民主主義が欠けている。児童会長選挙や生徒会長選挙は選挙や民主 主義を学ぶために有効だが、実施されない学校が少なくない。
- 出前授業など学校教育との連携による常時啓発を進めようとしても、学校側の理解と協力を得ることが困難な場合が多い。これは、学校側が忙しいからでもあるが、教育基本法第14条第2項が影響しているのではないか。
- 地域だけでなく親の教育力も低下し、政治への関心など意識の面でも世帯間の格差 が固定化する傾向があるのではないか。

〈これからのあり方〉

- 国民の政治意識を高めるためには、改正教育基本法第2条が教育の目標の一つとして「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げたことも踏まえ、教育基本法第14条第1項の実質化を目指す必要があり、学校教育との連携はこれからの常時啓発の主要な柱に位置づけられる。
- 学校教育との連携事業としては、これまで、児童・生徒によるポスター、習字、標語などの募集と表彰、投票箱等の貸し出し、選挙副読本の作成・配布、出前授業等が行われてきているが、今後は、特に、主権者教育を目指すため、出前授業や模擬投票の拡充、生徒会長選挙の支援等を推進していくことが必要であると考えられる。
- 学校教育との連携を進めるためには、地方においては教育委員会、校長会等への働きかけ、国レベルでは文部科学省への働きかけが必要である。
- 出前授業の内容は、知識の伝授だけでなく、架空の市長選挙を対象とした模擬投票 やNIE (教育に新聞を)を取り入れるなど、参加・体験型学習や政治的判断能力の 育成を視野に入れた取組みを行う必要がある。また、出前授業を多くの学校で実施す るためには、スタッフとしてボランティアを養成する必要があると考えられる。
- 生徒会長選挙の支援は資機材の貸し出しだけでなく、この機会を捉えて出前授業を 行うことなどを考えるべきである。
- 模擬投票は架空の選挙を想定して行われる場合が多いが、これとは別に、多くの欧 米諸国に見られるように、実際の選挙について児童生徒が模擬投票を行う「未成年模 擬選挙」を、学校、教育委員会の理解を進め、広く普及させる必要がある。
- 常時啓発としての取組みの例は少ないが、子ども議会は、地域にどのような問題が あるかを調べ、どうやって解決すればいいかを考え、議論して合意を得るという民主

主義の基本を体験する貴重な機会であり、全国的に普及させていく必要があるのではないかと考えられる。

さらに、子どもたちに対する主権者教育を進めていくためには、地域社会の問題を 自ら考え、課題解決の方向等を競い合う機会を提供する必要があるのではないかと考 えられる。

- 以上のような学校教育との連携だけでは量的に限界があり、最終的には、次期学習 指導要領に政治教育を盛り込み、学校教育のカリキュラムにしっかりと政治教育を位 置づけることが必要である。
- さらに、家庭教育や親の役割の重要性から、投票所に子どもを連れて行くことについて、その普及促進を図ったり、親子が参加して学べる出前講座の検討を行う必要があるのではないかと考えられる。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・学校教育との連携促進 事例集・連携マニュアルの作成・提供、研修会・シンポジウム等の開催、 現場レベル・国レベルにおける協議の場づくり
- ・出前授業・模擬投票の推進 学年に合わせた教材・マニュアルの作成・提供、参加型学習を進めるため の新しい教材の開発、小学生新聞、中学生新聞等への事例掲載、実施ボラ ンティアの実務研修
- ・生徒会長選挙の支援 全国調査の実施、事例集・マニュアル等の作成・提供
- ・未成年模擬選挙の推進 内外の事例集・映像資料等の作成・提供、学校、教育委員会の理解と協力 の推進、地域の明るい選挙推進協議会の協力の場づくり
- ・子ども議会の普及・促進 全国調査の実施、事例集・マニュアル等の作成・提供、大学生等の指導員 の養成
- ・全国規模のコンクール事業と表彰 高校生から、政治、選挙その他地域社会の問題をテーマに学習の成果を募 集し、優秀作品を表彰
- 模擬選挙の支援

学校の理解と協力の促進、地域の明るい選挙推進協議会の協力の場づくり 等

・次期学習指導要領に政治教育を盛り込むための課題の整理

第5 これからの検討事項

- 以上のように、本研究会においては、冒頭の基本的認識に立ち、今後の基本的方向を踏まえ、「明るい選挙推進運動のこれから」、「若い有権者の政治意識の向上」、「将来の有権者の意識の醸成」の3つの事項について、その現状と課題を明らかにするとともに、主として、実践・体験型の取組みを通じた有権者の政治意識の高揚、特に、選挙の分野における投票弱者等への具体的な貢献といった視点に留意しながら、課題に対応するためのこれからの方向や具体的な方策について、中間的に取りまとめたところである。
- 今、若者に限らず、投票義務感の高い高齢者についても新しい主権者像が求められている。本研究会は、そのキーワードとして「社会参加」と「政治的リテラシー(政治的判断能力)」の2つを掲げた。社会的参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない。そしてまた、政治的、社会的問題について的確に判断し意思決定をしていく資質は、社会参加だけでは十分に育たない。情報を的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要である。

我が国の未来を担う若い有権者や子どもたちだけでなく、高齢者を含めた政治的リテラシーをどのようにして高めて行くか、そのためにはどのような主権者教育が必要かということを、本研究会として引き続き検討していくこととしている。

その際、冒頭に述べたように、主権者教育は市民と政治との関わりであるが、それを進めていく上では、「政治との距離」、「政治的中立性」ということが大きな課題となる。それは現に、学校教育だけでなく、各地域の明るい選挙推進運動が共通に抱える課題でもある。

本研究会は、この中間取りまとめの中で、教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべきこと、地域の明るい選挙推進協議会が政治と有権者をつなぐ舞台づくりを進めるべきことを提言したが、これらの提言をさらに深めるためには、主権者教育、具体の常時啓発活動における政治との距離、政治的中立性についてもさらに検討を行う必要があると考える。